

新旧対照表（全国共通）

J:COM 電力家庭用コース 別記

変更後	変更前	変更
削除	別記 1 (株)ジェイコム札幌 札幌局 北海道札幌市、北広島市	削除
別記 2 (第 1 条関係) (料金表Ⅱ第 9 条関係) 送配電区域 料金表Ⅱ第 9 条(2)②に記載する「別記 2 に定める一般送配電事業者等の送配電区域」は以下のとおりです。	別記 2 (第 1 条関係) (料金表Ⅱ第 9 条関係) 送配電区域 第 1 条 (適用) 第(2)号ロに記載する「北海道電力ネットワーク株式会社の別記 2 に定める送配電区域」、料金表Ⅱ第 9 条(2)②に記載する「別記 2 に定める一般送配電事業者の送配電区域」は以下のとおりです。	削除 変更
削除	・北海道電力ネットワーク株式会社の送配電区域 北海道 (ただし、礼文島及び利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島を除きます。)	削除
別記 3 7 当社は、第 20 条 (料金の算定期間) で計算した料金を、原則、当該翌月内に請求するものとします。ただし、一般送配電事業者等から当社への第 21 条 (使用電力量の計量) (1) で計量した使用電力量の通知が遅延した場合等により、料金算定期間内における使用電力量の確定時期が翌月以降になる場合等は、該当月の料金を計量結果確認月分の料金に加算して請求するものとします。	別記 3 7 当社は、第 20 条 (料金の算定期間) で計算した料金を、原則、当該翌月内に請求するものとします。ただし、一般送配電事業者から当社への第 21 条 (使用電力量の計量) (1) で計量した使用電力量の通知が遅延した場合等により、料金算定期間内における使用電力量の確定時期が翌月以降になる場合等は、該当月の料金を計量結果確認月分の料金に加算して請求するものとします。	変更